

ボランティアでも責任を問われることがある

や、過失致死罪の成立が考えられます。子供のハイキングに参加した小学校三年生の児童が川に転落して水死した事故について、ボランティアのうち、中心的指導者とされた一人が過失致死罪に問われ一審では有罪となり五万円の罰金刑に処された例があります。これは「四ツ葉子ども会」事件として新聞等でも大きく報道された事件です。控訴審では無罪となりましたが、場合によって刑事上の責任は問われることがあるということでも社会的にも大きな問題となったのです。民事上の責任としては、契約上の責任と不法行為上の責任が考えられます。行事の主権団体（ボランティア団体）と子供ないし親との間に子供の安全について契約が締結されているとみられるかの問題ですが、契約書など無いのが通常ですからかなり微妙な判断になります。

次に契約責任が無いとしても不法行為責任が無いかが問題となります。具体的には引率者に監視・監督責任があるかということです。裁判所はボランティア活動を評価しながらそれだからといって直ちに引率者の責任は否定されないとして監督責任を認めています。但し前に述べた「四ツ葉子ども会」事件の民事裁判では引率者全員ではなく、指導的な立場にあった三人に限って責任を認め、他の八人は、単なる引率者に過ぎないとして責任

相談者（Aさん）

先日ある新聞に「子供の遊びもつと自由に」「たき火、木登りいいじゃない」という見出しで、禁止事項の多い公園に代わって自由な遊び場づくりを進める動きが広がっているという記事がありました。

私もそのことについては賛成なのですが、ある団体主催の子供の行事で事故が起きた場合、責任問題はどうか？

はどうなるのでしょうか？

特に善意で参加したボランティアの人も責任を問われるのでしょうか？



弁護士 まず、どんな状況でどんな事故が起きたのか、ということが問題です。不可抗力か、もしくはそれに近い状況で起きた事故なら、責任問題にならないでしょう。しかし準備不足とか引率者の不注意が原因で起きた事故なら責任が問われることがあります。そしてその責任には民事上の責任の他、刑事上の責任が出てくることもあります。

Aさん その責任はボランティアで参加した人にも及ぶということですか？

弁護士 引率者がボランティアであり、その人の不注意によって事故が起きたとするならば責任を問われる事があります。ボランティア

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第2回

ボランティアでも責任を問われることがある

人にも及ぶということですか？

弁護士 引率者がボランティアであり、その人の不注意によって事故が起きたとするならば責任を問われる事があります。ボランティア

は否定されています。

Aさん 子供の親が同行した場合はどうなるのでしょうか？

弁護士 子供に対する監視・監督責任は、第一次的に同行した親にあると考えられます。従って特別な場合を除きボランティアの責任を問うのは難しくなります。

Aさん 特別な場合とはどんな場合でしょうか？

弁護士 計画自体に無理があったとか、計画の内容を殆んど親に説明していないとか、又は親の同行の有無にかかわらず主催者側で責任を負うとする契約（準委任）がある場合などが考えられます。

Aさん そうすると主催者としては、なるだけ親に同行して貰った方が良いわけですね。

弁護士 その通りです。特に小学校低学年以下の場合、親とか付添の人が同行するのを原則とすべきだと思います。

Aさん ボランティアに責任が認められるとして賠償額は減額されるということでしたが、どれ程減額になるのでしょうか？

弁護士 ケースバイケースですから一概には言えませんが「四ツ葉子ども会」事件では違法性の程度が著しく低いとして全損害のうち二割について損害賠償を認めています。又他の事件でボランティア活動の一環として行わ

アであっても子供の安全確保には責任があるからです。

Aさん どんな場合に責任が認められるのでしょうか？

弁護士 まず、活動の計画自体に無理はなかったかどうか。指導や引率について事故が起きないよう配慮されていたかどうか。行事の前に親や子供達にどんな連絡や注意をしていたのか。事故発生前の監督状況はどんなであったか等が責任の有無に関係してきます。

Aさん なるほど。しかしボランティアの場合、行事の主権に慣れているわけではないから、学校行事で行われるキャンプとか、有料のスポーツ教室で起きた事故の場合と同じに考えることは出来ないのでしょうか？

弁護士 勿論同じに考えることは妥当ではありません。しかし例え善意のボランティアであっても、子供の安全に対する注意義務はあり、この注意義務の内容は学校の先生の場合と同じと考えられます。ただ、Aさんの言われるようにボランティアの場合、指導体制が確立されていないのが普通ですから、損害賠償額は減額されることになるでしょう。

Aさん もう少し具体的に説明して貰えますか？

弁護士 まず刑事上の責任ですが、過失傷害

れた磯遊び中、小学校六年生の児童が水死した事件でもボランティアに二割の責任を認めています。

Aさん そうですか、他に何か注意すべき点がありますか？

弁護士 ボランティア側としては、無償であっても他人の子供さんを預かる以上安全配慮義務があるということを認識すべきで、そのため、普通の研修の他、事前準備、計画を十分行う必要があります。又万一に備え救助体制保険加入も考えておくべきでしょう。

一方親の方も、子供をボランティアに任せきりにせず積極的に行事の内容を知り、それに対応した準備や注意を子供にしてあげるべきでしょう。何れにせよ事故を心配するあまりボランティア活動が消極的にならないようみんなで努力し行政側も積極的に協力すべきだと思います。

Aさん どうも有難うございました。



阿部 長
(あべ ひさし)
宮城県町村会顧問弁護士

PROFILE
1932年生まれ
1965年 弁護士登録